

議事要旨(1) 企業会計基準公開草案第 10 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 13 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」及び実務対応報告公開草案第 15 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」のコメントについて

企業会計基準公開草案第 10 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 13 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」については平成 17 年 9 月 22 日から 10 月 24 日の期間、実務対応報告公開草案第 15 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」については平成 17 年 10 月 19 日から 11 月 21 日の期間で外部からのコメントの受付を終了している。

寄せられたコメントの概要と検討しているコメントへの対応案の報告がなされ、この事項について審議がなされた。

出田研究員から報告されたコメントの概要と対応案の概要は次のとおりである。

NO.	論点の項目	報告されたコメントの概要と対応案
1.	MSCB、CoCos の取扱い (実務対応報告案 Q5)	MSCB 及び CoCos の当期純利益の調整についての取扱いを示すべきであるという複数のコメントが寄せられた。 今後の検討課題であると考えられるが、今回の改正目的ではなく、公開草案の修正は行なわない。
2.	1 株当たり純資産額の算定 (適用指針案第 35 項)	新株予約権を 1 株当たり純資産額の算定に当たって、純資産の部の合計額から控除すべきではないという複数のコメントが寄せられた。 1 株当たり純資産額の算定及び開示の目的は、普通株主に関する企業の財政状態を示すことにあるため、新株予約権については、これまでと同様に、普通株主に関連しない金額として、純資産の部の合計額から控除するものとする。
3.	貸借対照表上の純資産額、普通株式に係る期末の純資産額及びこれらの差額の注記 (適用指針案第 38 項)	今回の改正において、当該差額には、新株予約権及び少数株主持分が含まれることになるため、その金額的な重要性が増すことから、注記事項とすべきであるというコメントが寄せられた。 コメントに対応し、適用指針において注記事項とする旨を定める。
4.	株式併合又は株式分割が行なわれた場合の 1 株当たり純資産額の注記 (適用指針案第 40 項)	株式併合又は株式分割が行なわれた場合には、その旨及び前期首に当該株式併合又は株式分割が行なわれた場合における 1 株当たり純資産額を注記することが望ましいとされているが、「望ましい」という文言を削除すべきであるというコメントが寄せられた。 この点については、1 株当たり当期純利益の扱いと平仄を合わせるため、「望ましい」という文言を削除する。

金融庁から、上記の対応案によって、開示が強制される財務諸表の注記項目が増えることとなるため、適用指針ではなく、会計基準に示すべきではないか、という意見が示された。

委員等からも、公開草案の段階で示されていなかった注記項目、又は「望ましい」とされていた注記項目が、強制的な取扱いとなることに対しては、慎重に検討すべきであるという意見が示された。また、前期の1株当たり純資産額の開示については、1株当たり純利益と同様（会計基準案第31項）に、前期の財務諸表が「当期の財務諸表との比較形式で開示されていない場合には、この限りではない。」旨を明記すべきであるという意見などが示された。

これらの意見を踏まえて、引き続き検討を行うこととされた。

以 上